

質問事項

○ボランティア有償運送の促進について

- ① 関係行政機関、NPO、タクシー事業者等関係者の制度の理解を促進するため、ガイドブックや問答集の作成・公表や説明会の開催等を通じたより一層の情報提供が必要と考えるが、貴省のお考えを示されたい。**

【回答】

- ・ 国土交通省においては、平成18年10月の道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に当たり、以下の取り組み等を通じて関係者における制度の理解の促進を図っているところである。
 - ・ 事業者団体及び各都道府県担当部署に対し、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第145号の2及び145号の3）」を発出するとともに、制度に関するリーフレットを作成・配布したほか、関係通知・通達文書を国土交通省のホームページ上で公開。
 - ・ 昨年11月には、輸送サービスに関わる者を始め、広く一般の人々にも改正法の内容を理解できるよう、法改正全体の背景・趣旨・目的や条文ごとの改正の内容・考え方等を、関係省令等の内容も盛り込みつつQ&A形式でわかりやすく解説した「Q&A 改正道路運送法の解説」を監修。
 - ・ 改正法の施行前から、地方運輸局が主体となって地方公共団体や関係業界等を対象とした説明会を実施するとともに、NPO等が主宰するセミナー、講演等へ職員が参加。
- ・ 現在国土交通省では、制度の適切な運用を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行っているところであり、当該フォローアップの結果も踏まえつつ、新たなガイドブックの作成や説明会等への参加を通じて、改正法の趣旨や制度の内容について、引き続き周知に努めて参りたい。

②NPO等関係者からはボランティア有償運送関係通知の基準が不明確であるとの指摘があるが、これら基準の客観化・明確化について、貴省のお考えを示されたい。

例えば、『道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について（平成18年9月29日付自動車交通局旅客課長通知）』の1.（3）では、「運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、通常は登録等は要しないと解される」とあるが、「自動車の実際の運行に要するガソリン代」とは具体的にどのような計算に基づき算定したらよいか不明確であるなどの指摘がなされている。

【回答】

- ・ 自家用有償旅客運送関係の登録等については、改正法の施行に当たり、事務処理手順等を示した処理方針通達等（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」、「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について（同国自旅第142号）」、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について（同国自旅第143号）」ほか）を発出し、基準の明確化を図ってきたところ。
- ・ 特に、有償性の判断については、改正法の成立の際に参議院国土交通委員会において「NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が附されたことを踏まえ、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について（平成18年9月29日付け事務連絡）」を発出したところ。
- ・ また、昨年11月には、輸送サービスに関わる者を始め、広く一般の人々にも改正法の内容を理解できるよう、法改正全体の背景・趣旨・目的や条文ごとの改正の内容・考え方等を、関係省令等の内容も盛り込みつつQ&A形式でわかりやすく解説した「Q&A改正道路運送法の解説」を監修している。
- ・ どのような場合が登録等を要しない運送に当たるかという点については、実際の運送の態様等が極めて多様で、最終的には個別の事案ごとに判断せざるを得ない面があり、一義的な判断は極めて困難であるが、今後個別の事例を積み重ねること等により基準の明確化を図って参りたい。

③運営協議会が地域の関係者の反対により設置できないといった問題が発生しているが、運営協議会が設置できない場合の対応（反対者抜きでの設置、市町村長の了解を運営協議会における協議に代える等）について、貴省のお考えを示されたい。

【回答】

- ・ 運営協議会に係る事務は地方自治法上の「自治事務」であり、運営協議会を設置するか否かについては、地方自治体において自主的に判断されるべきものであると考えている。
- ・ 国土交通省としては、登録の申請を行おうとするNPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申し出た場合であって、当該地方公共団体が正当な理由無く運営協議会を設置しないときには、当該地方公共団体に対して運営協議会の設置を促すよう働きかけてきたところである。
- ・ 他方、運営協議会の設置に当たり、旅客自動車運送事業者が運営協議会に出席しない等の場合には、国土交通省として、運輸支局等を通じて当該事業者等に対して働きかけを行ってきたところである。
- ・ 今後も市町村等と連携して引き続き働きかけを行うことにより、運営協議会の円滑な設置が実現されるよう努めて参りたい。
- ・ なお、運営協議会については、地域の実情に応じた安全・安心な運送サービスの提供を実現するため、地域の関係者で議論する場として自家用自動車による有償運送を行うに当たり必要な手続きとしているところであり、市町村長の了解を協議に代えることは適当でないと考える。

- ④国土交通大臣の登録を受けるためには、運営協議会において協議が調う必要があるが、合意に至る議事手続（特に多数決の認容等）が不明確であるとの指摘がある。運営協議会における議事手続の明確化について、貴省のお考えを示されたい。

【回答】

- ・ 国土交通省においては、昨年１０月の改正法の施行に当たり発出した「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成１８年９月１５日国自旅第１４５号）」において、「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」及び「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することにより、運営協議会の円滑な設置・運営が進むよう環境整備を図ったところである。
- ・ 本通達において示しているとおり、運営協議会の設置要綱の制定等運営協議会の運営に関する事項については、それ自体各運営協議会において議論すべきものと考えている。運営協議会における議決の方法についても、上記通達において、「議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。」としているところであり、多数決による議決によるか否かについては、基本的には運営協議会において議論すべきものとする。
- ・ なお、地域の実情に応じた安全・安心な輸送サービスの提供を実現するため、運営協議会における合意を必要な手続きとしている趣旨に照らし、議決方法の如何に関わらず、関係者間のコンセンサスの形成をめざし十分に議論を尽くすことが望ましいものと考えている。